

[事案 2020-126] 入院給付金支払請求

・令和3年2月18日 和解成立

<事案の概要>

約款上の入院に該当しないことを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

配偶者が、前立腺がん、尿路感染症で入院し（入院①）、その後、慢性上顎洞炎、顎骨壊死、前立腺がんの病名で入院し治療を受けたので（入院②）、平成3年11月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、約款上の支払要件に該当しないとして、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)前立腺がんの治療の副作用により、顎骨壊死、慢性上顎洞炎を併発し、全身状態が悪くなったことから、治療のために入院した。
- (2)同様の治療を受けた入院①以前の入院（先行入院）について、保険会社は入院給付金を支払っているため、入院①②に対しても、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本件約款に定める「がんの治療を直接の目的とする入院」とは、がんそのものに対する治療を受けることを目的とする入院と解するべきであり、入院①では前立腺がんに対する治療がなされておらず、また、入院②では投薬治療が行われているが、入院しなければならぬ治療ではないことから、約款に定める要件を充足しない。
- (2)先行入院については、申立人から、配偶者が前立腺がんの治療を受け、その治療から合併症が生じた旨の連絡を受けたことから、本契約の給付対象と判断して、給付金を支払ったものである。先行入院についても、後日判明した治療実態からは、約款に定める要件を充足しておらず、入院①②の給付金を支払う理由とはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、先行入院にかかる入院給付金請求時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院が約款に定める「がんの治療を直接の目的とする入院」に該当するとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)保険会社は、先行入院の給付金請求の際、病名を前立腺がん、顎骨壊死、歯性上顎洞炎とする診断書を受領している上、申立人から、配偶者の病状や入院の状況を聴取していることからすれば、保険会社は、先行入院について、約款に定められた支払要件を具備しない可能性があることを承知していたことが窺われる。
- (2)保険会社は、先行入院の給付金を支払う際、本契約の約款上、「がんの治療を直接の目的とする入院」でなければ入院給付金は支払われないことや、先行入院については入院給付金

を支払うものの、次回以降、詳しい調査を行えば、先行入院と同様の入院であっても入院給付金が支払われない可能性があることを、申立人の配偶者および申立人へ丁寧に説明することが可能であったと思われ、もし、保険会社から十分な説明がなされていれば、本申立を未然に防げた可能性があった。